

道路占用者の皆さまへお知らせ

～占用物件の安全性について報告義務が明確化されました～

道路法施行規則の一部が改正され、令和8年4月1日から、全ての占用物件を対象として、道路占用者が占用物件の安全性を確認した旨を道路管理者へ報告する義務が明確化されました。

占用者の皆さまにおかれましては、以下の点にご留意いただき、今後も道路占用物件の適切な維持管理をお願い申し上げます。

- (1) 道路占用者は占用物件の占用期間が満了した場合においてこれを更新しようとするときは、当該占用物件の安全性を確認した旨を報告する必要があること

該当事業者のみ

- (2) 占用期間が5年を超える電柱、電線及び水管、下水道管その他これらに類するもの並びに跨道橋にあっては、当該許可を受けた日から起算して5年を経過したときも同様に報告する必要があること

(道路法施行規則第4条の5の5)